

○富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例

昭和48年 3 月 30 日

条例第11号

改正 昭和59年 6 月 30 日 条例第16号

昭和59年12月27日 条例第24号

平成 6 年10月11日 条例第17号

平成 8 年 3 月 29 日 条例第 5 号

(題名改称)

平成12年 3 月 27 日 条例第 6 号

平成12年 3 月 27 日 条例第12号

平成12年 6 月 30 日 条例第24号

平成18年 3 月 27 日 条例第17号

平成18年 9 月 29 日 条例第37号

平成20年 3 月 26 日 条例第15号

平成21年 3 月 25 日 条例第 9 号

(題名改称)

平成21年 9 月 30 日 条例第32号

平成23年10月 5 日 条例第12号

平成24年 6 月 29 日 条例第20号

平成26年 3 月 28 日 条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児・児童に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児・児童保健の向上に寄与するとともに保健福祉の増進を図ることを目的とする。

(平8条例5・平18条例17・平21条例9・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において「乳幼児・児童」とは、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、乳幼児・児童の親権を行う者又は未成年後見人等であって、現に乳幼児・児童を扶養し、かつ、その生計を維持している者をい

う。

3 この条例において「医療保険各法」とは次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家庭訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。

5 この条例において「保険医療機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局
- (2) 健康保険法第88条第1項に規定する指道整復師法定訪問看護事業者
- (3) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定によりあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法に規定する一部負担金をいう。（条例又は規則等でその割合を減じられているものについては、その割合を減じたものをいう。）

（平18条例17・全改、平18条例37・平20条例15・平21条例9・一部改正）

（対象者）

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者は、本市の区域内に居住している**保護者**で、次に該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民票に記載されている者。ただし、規則で定める特別の事情がある者については、この限りでない。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による**保護を受けていない者**

(3) 富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年条例第21号）による重度心身障害者医療費の支給を受けていない者

(4) 富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第18号）の規定によるひとり親家庭医療費の支給を受けていない者

（平12条例24・平18条例17・平20条例15・平24条例20・一部改正）

（療養に係る費用の算定方法）

第4条 この条例による療養に係る費用の額の算定は、すべて健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより行うものとする。

（平20条例15・追加）

（助成金の支給）

第5条 市長は、乳幼児・児童の疾病及び負傷に関し保険給付に係る療養について、子育て応援医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

（平21条例9・全改）

（助成金の額）

第6条 前条に規定する助成金は、医療保険各法に規定する保険給付の一部負担金等の額とする。ただし、医療保険各法の規定により高額療養費及び高額介護合算療養費が給付される場合、医療保険各法に基づく規約若しくは定款により附加給付を受けることができる定めがある場合又は他の法令により療養の給付等を受けた場合は、これらの給付等に係る額を当該助成金の額から控除した額とする。

（平6条例17・全改、平18条例17・一部改正、平20条例15・旧第5条繰下・一部改正、平21条例32・一部改正）

（資格証の交付等）

第7条 市長は、本市の国民健康保険の被保険者で第3条に規定する保護者に、規則で定めるところにより、資格証を交付する。

2 前項に規定により資格証の交付を受けた乳幼児・児童の保護者は、乳幼児・児童が療養の給付等を受けようとする山梨県内に住所を有する保険医療機関等（第2条第5項第3号及び第4号に規定する者を除く。）に対し、医療保険各法に規定する被保険者証又は組合員証及び資格証を提示するものとする。

（平6条例17・平8条例5・平18条例17・一部改正、平20条例15・旧第6条

繰下・一部改正、平21条例9・一部改正)

(助成金の支給方法)

第8条 市長は、乳幼児・児童が山梨県内に住所を有する保険医療機関で療養の給付等を受けた場合は、保護者に支給すべき助成金の額の限度において、当該保護者が当該保健医療機関等に支払うべき費用を、当該保険医療機関の請求に基づき、当該保護者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定により、市長が当該保健医療機関等に対し支払いをしたときは、当該保護者に対し、助成金の支給があったものとみなす。

3 市長は、規則で定める場合における助成金については、第1項の規定にかかわらず、保護者の請求に基づき、1月を単位として、当該保護者に支給するものとする。

4 前項の請求は、療養の給付等を受けた日の属する月の翌月10日から起算して2年以内に行わなければならない。

(平20条例15・全改・旧第7条繰下、平21条例9・一部改正)

(助成金の支給制限)

第9条 医療保険各法に基づき、乳幼児・児童にかかる保険給付の制限を受けた場合は、医療費助成金の全部又は一部を支給しない。

2 保護者及び乳幼児・児童が医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者でないときは、当該該当期間中は助成金を支給しない。

3 前2項に定めるもののほか、支給理由が第三者の行為によって生じた場合は、助成金は支給しないことができる。

(平18条例17・追加、平20条例15・旧第8条繰下、平21条例9・一部改正)

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第10条 医療保険各法以外の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、この条例による助成金は支給しない。

(平18条例17・追加、平20条例15・旧第9条繰下)

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為によってこの条例による助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

る。

(平18条例17・旧第8条繰下、平20条例15・旧第10条繰下)

(損害賠償請求権)

第12条 市は、助成金の支給理由が第三者の行為によって生じた場合において、助成金を支給したときは、その支給した金額の限度で保護者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(平20条例15・追加)

(譲渡及び担保の禁止)

第13条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平20条例15・追加)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平18条例17・旧第9条繰下、平20条例15・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(平23条例12・一部改正)

(適用除外)

2 この条例施行の日の前日までの療養については、この条例に定める医療費助成金は支給しない。

(平23条例12・一部改正)

(医療費助成対象の特例)

3 平成23年12月1日から平成29年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項中「満12歳」とあるのは、「満15歳」とする。

(平23条例12・追加、平26条例10・一部改正)

附 則 (昭和59年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の富士吉田市国民健康保険条例、富士吉田市老人医療費助成金支給条例及び富士吉田市乳児医療費助成金

支給条例、第2条の規定による改正後の富士吉田市母子家庭医療費助成金支給条例並びに第3条の規定による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士吉田市乳児医療費助成金支給条例の規定は、昭和59年10月1日以降の医療費について適用する。

附 則（平成6年条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（富士吉田市乳児医療費助成金支給条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の富士吉田市乳児医療費助成金支給条例の規定は、平成6年10月1日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成8年条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、平成8年4月1日以降の医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正）

3 富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第12号）

（施行日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例及び富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成12年4月1日(以下「適用日」という。)以後の医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日までの間において、現にこの条例第1条による改正前の富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例の規定により支給を受けた医療費の助成のうち、この条例による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例(以下「改正後の障害者医療費助成条例」という。)の規定に該当することとなるものは、改正後の障害者医療費助成条例の規定による医療費の助成とみなす。

附 則 (平成18年条例第17号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第2条第4項中の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「12歳」とあるのは、「9歳」とする。

4 前項の規定により平成21年4月1日に新条例の規定の適用を受けることとなる者に係る医療費の助成は、これらの者が当該規定の適用を受けることとなる日以後において受けた医療に係る医療費について行う。

5 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例の規定により交付されている資格証は、当該資格証の有効期限の到来する日までの間は、新条例の規定により交付された資格証とみなす。

附 則（平成21年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例及び富士吉田市老人医療費助成金支給条例の規定は、平成20年4月1日以後の医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成23年条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。